

船舶事故調査報告書

令和5年5月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和4年8月16日 11時40分ごろ
発生場所	愛媛県上島町高井神島北東方沖（備後灘航路第4号灯浮標） 高井神島灯台から真方位058° 4.07海里付近 （概位 北緯34° 13.9′ 東経133° 20.2′）
事故の概要	液体化学薬品ばら積船興和丸は、西南西進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和4年12月12日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	液体化学薬品ばら積船 興和丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	140072、明和海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 航海士A、四級（航海）（履歴限定）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部に擦過傷、右舷側ハンドレールに曲損 灯浮標 やぐら支柱に曲損及び擦過傷、支え板に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長、航海士Aほか4人が乗り組み、航海士Aが、高井神島東北東方沖で単独の船橋当直に就き、約10ノットの対地速力で自動操舵により西南西進した。</p> <p>航海士Aは、船長から船橋当直交替時に狭水道の愛媛県今治市有津港沖を航行する予定である旨を聞いていたので、周囲を見て危険な関係になる船舶がおらず、少しの間であれば航行に支障はないと思い、船橋後部右舷側の海図台に向かい、海図で同港沖の水路の確認を行っていたところ、本船が備後灘航路第4号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）に衝突した。</p> <p>航海士Aは、海図台に向かう前に周囲を見て危険な関係になる船舶がないことは確認したが、海図を確認することに注意を向けていたので、本件灯浮標を見落としていたと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、自動操舵で西南西進中、航海士Aが、周囲を見て危険な関係になる船舶がおらず、少しの間であれば航行に支障はないと思い、船橋後部の海図台に向かって航行予定海域の水路の確認を行いながら航行を続けたことから、本件灯浮標に向かっていることに気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、自動操舵で西南西進中、航海士Aが、周囲を見て危険な関係になる船舶がおらず、少しの間であれば航行に支障はな

	<p>いと思い、船橋後部の海図台に向かって航行予定海域の水路の確認を行いながら航行を続けたため、本件灯浮標に向かっていることに気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船橋当直者は、短時間であっても周囲の見張りを怠らないようにすること。</li></ul>